

○菊池市作業路・作業道開設事業補助金交付要綱

令和3年12月23日

告示第209号

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市作業路・作業道開設事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、菊池市内の民有林において森林整備を促進し、林業経営の改善を図る作業路・作業道を開設することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象者は、本市に住所を有する森林所有者で組織する受益団体とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費は、作業路・作業道の開設に要する経費とし、補助金の額は、第2条に定める目的により、規則第3条第2項に定める交付基準の補助率に関わらず、次に掲げるとおりとし、1申請箇所当たり150万円を上限として、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

- (1) 作業路 幅員2.0メートル程度で林内運搬車の使用が可能な道は、1メートルにつき500円とする。
- (2) 作業道 幅員3.0メートル程度でトラックでの間伐材等の搬出が可能な道は、1メートルにつき1,500円とする。(路面に砂利等を敷き雨天時の使用も可能であること。)

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、菊池市作業路・作業道開設事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、速やかに審査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金等交付決定通知書(規則様式第2号)及び菊池市作業路・作業道開設事業適用書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(事業の着工(完了)の届)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、当該事業に着工し、及び当該事業が完了したときは、遅滞なく菊池市作業路・作業道開設事業着工(完了)届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による完了届を受けたときは、事業のしゅん工検査を行い、適当と認めたときは補助金の額を確定するものとする。

(交付)

第9条 前条の規定による補助金の確定の通知を受けた者は、補助金等(交付・概算交付)請求書(規則様式第7号)により補助金の交付を請求し、交付を受けるものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が適当でないと認めたとき。

(施設の管理)

第11条 この補助金の交付を受けた受益団体は、作業路及び作業道開設後の施設の管理については、常に良好な状態で運搬車等が運行できるよう施設の維持管理を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日後のこの要綱の継続については、同日の到来までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。